

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2025.4. Vol.182

# 財産承継 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所  
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『義姪にすべての財産を遺贈する内容の遺言執行業務』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所  
Change&Revival 株式会社  
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引士  
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：子育て、キャンプ、釣り

## <ごあいさつ>

こんにちは。  
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

近年、国が起業を後押ししている関係で、会社設立手続きの簡便化が進んでいます。

そんな事情から、当事務所では以前よりサポート件数は減少していますが、ありがたいご紹介のご縁で、最近2件の会社設立手続きをサポートする機会がありました。

会社設立手続きのサポートをすると、お客様とのやり取りを通じて、起業に込めた熱い想いや、挑戦への意欲を共有することができます。

私も新たな刺激を受けて、今後の業務への活力をお客様からいただいています。

## <サポート事例>

### 『義姪にすべての財産を遺贈する内容の遺言執行業務』

#### ★この事例のポイント

●きょうだいは疎遠。近くの義姪が身の回りのお世話をしていた

●義姪にすべての財産を遺贈する内容の公正証書遺言を作成

●相続発生後、預金解約払戻し手続き等を実施

7年前、亡き奥様の相続手続きをサポートさせていただいたS様（当時70歳）。

S様夫婦には子供がいらっしゃらず、ご両親も

お亡くなりになっていたため、奥様のごきょうだいと甥姪の6名が法定相続人となり遺産分割協議を行う必要がありました。

幸い、S様の義姪にあたるH様が相続人の窓口となり、連絡・説明等でご尽力いただいたお陰で、無事遺産分割協議が成立。

その際に、今後、S様に万が一のことがあれば、同じ状況が起こりうる（今度はS様のきょうだい・甥姪等が法定相続人となる）ため、S様に遺言書の作成を進言させていただきました。

その後月日が経ち、2年ほど前にS様が大病を患われたことを契機に、当事務所にてS様の公正証書遺言の作成をサポート。

つづき↓

S様は、地方に住むご自身のごきょうだいとは長年疎遠になっており、義姪のH様がS様の身の回りのお世話を献身的にされていたことから、遺言書は、義姪のH様にすべての財産を遺贈する内容で作成していました。

昨年末、闘病の末にS様をご逝去。

当事務所では（当職は）、遺言執行者として、

- ・ 戸籍謄本等の収集（法定相続人の特定）
- ・ 法定相続人への通知（遺言書の写し、財産目録等を添付）
- ・ 金融機関2行の預金解約払戻し手続き
- ・ 受遺者（義姪H様）への預金解約払戻金の送金

を実施させていただきました。

### <お客様の声>

■「私も結婚して子供がいないので、次は自分のことで先生に相談することになると思います」（東京都 H様 50歳）

——公正証書遺言を作成したとき、どのような状況だったのですか？

— 昨年の7月頃に、（義）叔父から、私に相談ごとがあるから、と言われまして。

最初、お墓の話だと思っていたのですが、（義）叔父本人の）相続の話でした。

「もう先生にお願いしてあるから」と話がとんとんと進んで、（義）叔父と一緒に先生との（遺

言書作成の）打ち合わせに同席させていただきました。

今思うと、（義）叔父の）入院が3月で、そのあと5月～6月頃に退院していたのですが、一人で心細くなって（遺言書の作成を）考えたのかもしれない。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

安心して、全部お任せで（遺言執行手続きを）やっていただきました。

お願いしてから手続きが終わるまでとても速かったです。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

私も結婚して子供がいないので、次は自分のことで先生に相談することになると思います。

もし私が亡くなったら、相続人は、私の夫と、私の姉になりますよね？

私の姉は、離婚後に再婚をしていて、子供が4人います。

もし私よりも先に夫が亡くなっていたら、再婚後の子供2人とは折り合いが悪いので、再婚前の子供2人に財産を遺したいと思っています。

### <編集後記>

最近、5歳の息子が凧揚げにハマっています。始めはひたすら走り続けて凧を揚げようとして、何回も失敗していましたが、「風上に立って！風を捉えれば、そんなに走らなくてもいいよ！」とアドバイスをすると、すぐに上手に揚げられるようになりました。今は、公園に行くと、だいたい一発で凧を揚げられるようになり、そして一度揚げると、20～30分ぐらい飽きずに揚げ続けています。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

#### <主要業務>

##### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託  
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

##### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

##### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

##### ◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に  
ご連絡ください！

行政書士  
**銚立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を  
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索  
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

\* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！